

議第13号

茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年10月25日

茨城県議会議長 常 井 洋 治 殿

提出者 茨城県議会議会運営委員会委員長 萩 原 勇

茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例

茨城県議会委員会条例（昭和35年茨城県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「常任委員」を「常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）」に、「第4回定例会」を「第1回定例会」に改め、ただし書を削る。

第3条の2第2項中「の委員」の次に「（以下「議会運営委員」という。）」を加え、同条第3項中「の委員」を「に定めるもののほか、議会運営委員」に、「前条」を「前条第2項及び第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 議会運営委員の任期は、選任の日から翌年の第4回定例会の閉会の日の前日までとする。ただし、一般選挙後最初に選任される議会運営委員の任期は、選任の日から選任の日が属する年の第4回定例会の閉会の日の前日までとする。

第4条第2項中「特別委員」を「特別委員会の委員（以下「特別委員」という。）」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に常任委員会の委員である者の任期は、この条例による改正後の茨城県議会委員会条例第3条第1項の規定にかかわらず、令和4年第1回定例会の閉会の日の前日までとする。